

再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等 導入助成のご案内 【中小企業者等用】

北区では、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの排出を削減するために、区内の中小企業者等の方を対象に、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器を導入する際の費用の一部を予算の範囲内で助成しております。



助成対象者

- (1) 申請者が中小企業者等（法人又は個人の事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。）をいう。）であること。
- (2) 区内に事業所を有する又は有する予定の中小企業者等であり、その事業所に自ら使用する目的で助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方。
- (3) 法人住民税および個人住民税（事業所課税分）を滞納していないこと。
- (4) 導入しようとする機器等が、未使用のものであること。
- (5) 同一年度内に、この助成制度に基づく同じ種類の機器等に対して助成を受けていないこと。
- (6) 導入しようとする機器等について、区の助成を受けていないこと。
- (7) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと。
- (8) 賃貸又は使用貸借の場合は、施工について所有者の同意を得ていること。
- (9) **令和8年2月27日（金）**まで（必着）に交付申請を提出し、かつ、**令和8年3月13日（金）**まで（必着）に工事完了報告書を提出できること。

対象者は、以上の要件をすべて備えた方です。

注意事項

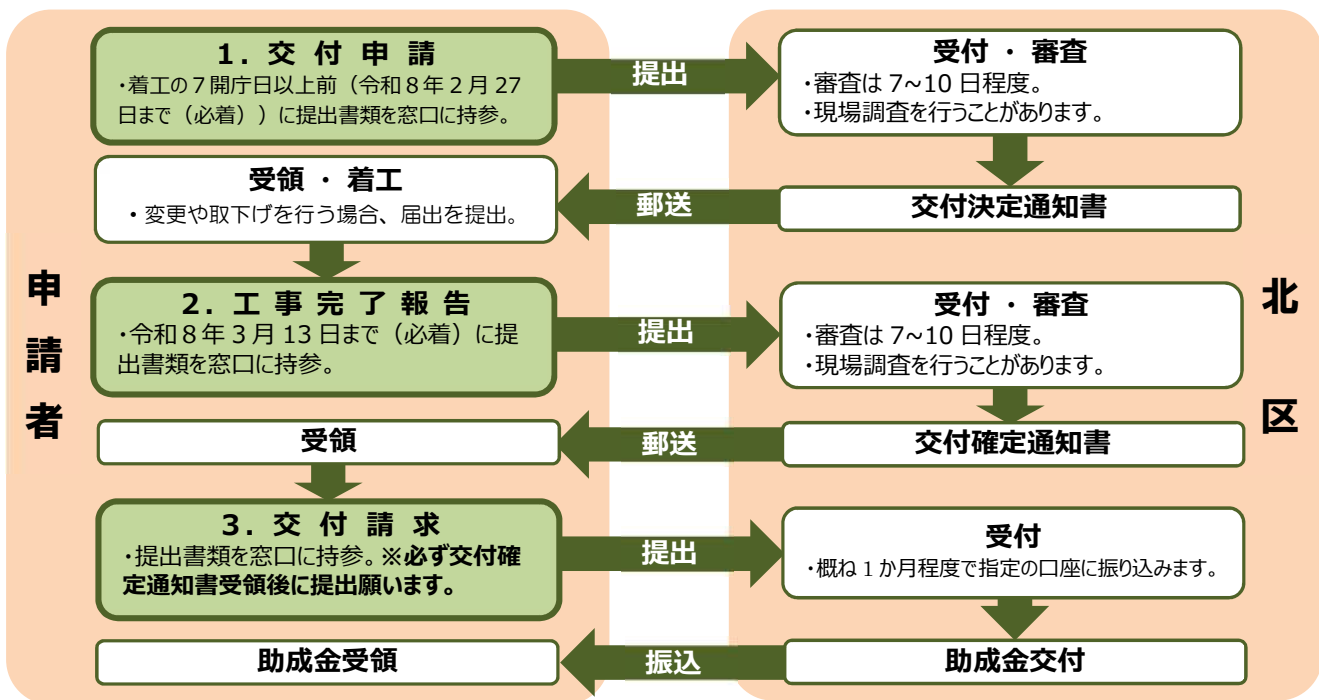
- ※ 助成金は予定金額に達した段階で受付終了となります。予算の残りが少なくなりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。
- ※ 中小企業者等用での申込をご検討されている方は、見積書と対象機器等のパンフレットを持参のうえ、事前に環境課窓口までご相談ください。
- ※ 事業用途においてのみ使用することが要件であるため、住宅部分等においても使用する場合は助成対象外となります。
- ※ 必ず**工事着工前（原則として7開庁日以上前）**に交付申請を行ってください。着工後は受付できません。工事予定がある方は事前にお問い合わせください。
- ※ このパンフレットに記載している書類の他に、別途書類を求める場合があります。
- ※ 助成対象機器の設置にあたっては、騒音・日照等の影響を含めよく検討してください。執拗に契約を急かせる業者には注意をし、複数の業者から見積もりをとることをお勧めします。

お問い合わせ

北区生活環境部 環境課 環境政策係
TEL : 03-3908-8603（直通） FAX : 03-3906-8474
〒114-8508 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階
※書類は直接窓口までお持ちください。
開庁時間：平日 午前 8 時半から午後 5 時まで

このパンフレットに記載されている助成対象機器等の他にも助成金を使用できる場合があります。詳しくは【一般用】をご覧ください。

手続きの流れ



次の書類を工事着工前に直接窓口までお持ちください。

①～⑥（必須書類） + ⑦～⑫（申請内容によって必要となる書類）

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付申請書（第1号様式） **HP**
- ② 見積書の写し（機器等の設置又は施工の内訳がわかるもの）
◇機器の品番を記載してください。
- ③ パンフレット等（機器等の形状及び規格等の助成要件(P.4)を満たすことがわかるもの）
◇LED 照明器具は実際に設置する器具とランプを組み合わせた際の全光束が必要です。
機器の製造元が指定する推奨ランプ以外と組み合わせる場合は、ご注意ください。
- ④ 図面（施工区域等がわかるもの）
◇太陽光発電システムはモジュールの配置図。
◇建物を上から見た平面図で、どの機器をどこに設置するのかわかるものをご提出ください。
- ⑤ 写真（機器等の設置予定場所又は施工前の様子がわかるもの）
◇撮影日のわかる写真（おおむね1か月以内撮影のもの）を提出してください。
◇設置場所が複数の場合は、設置予定箇所すべての写真を、図面と1対1で対応するようにご提出ください。
- ⑥ 中小企業者等であることを証明する書類（登記事項証明書等）
【法人の場合】
(1) 登記事項証明書（発行日より概ね1年以内で記載事項が最新のもの） **コピー不可**
(2) 源泉徴収簿や賃金台帳等、従業員数のわかる書類、または従業員数申出書
【個人事業者の場合】
事業者と設置場所の住所がわかる書類（直近の確定申告書（控）の写し又は開業届（控）の写し（税務署受付印のあるもの）など、公的機関が発行するものの写し等）を提出してください。
- ⑦ 機器等の設置場所に事業所を有することがわかる書類（会社案内等）
◇中小企業者等であることを証明する書類に記載がある場合は不要です。
- ⑧ 【他の機関の助成金等の申請を行う場合】他の助成金等申請状況申出書 **HP**
◇他の機関の助成金を併用する場合、機器等への助成金の合計金額は、助成対象経費の合計金額を超えることはできません。

→ 交付申請に必要な書類は3ページ目に続きます

⑨ 助成対象機器であることを証明するもの

◇太陽光発電システム

【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による太陽電池モジュール認証を受けたものの場合】

「JETPvm 認証 (モジュール認証) 登録リスト」掲載箇所を印刷したもの

【上記認証機種に準じた性能を持つものとして申請する場合】

性能及び安全の試験規格が JETPvm 認証と同等であることを証明する書類(外国語表記の場合は邦文訳もあわせて提出すること)

※試験規格の詳細については JET HP 内「認証試験」項目参照(<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)

※海外の認証機関による証明の場合、上記安全の試験規格のうち、火災試験(耐火性)の証明は性能の試験規格とは別紙で証明されていることが多いため、必ず全ての試験規格の証明が揃っているか、確認してください。また、証明書が複数枚となる場合、証明書相互の番号や日付に矛盾が無いか確認してください。

◇エアコンディショナー・LED誘導灯器具

東京都中小企業者向け導入推奨機器「導入推奨機器検索」掲載箇所を印刷したもの

上記結果に記載のない指定基準を満たす機器を申請する場合は、その根拠資料

◇LED照明器具

③パンフレット等にて全光束及び固有エネルギー消費効率が確認できる場合は不要

ただし、メーカー推奨の組み合わせ以外を設置する場合は、設置する器具とランプを組み合わせた際の上記データを示す根拠資料

⑩【賃貸事業所又は使用貸借事業所の場合】所有権者同意書 **HP**

◇機器等を設置又は施工することについてその所有者の同意書を提出してください。

⑪【住宅等が含まれる建物で太陽光発電を設置する場合】建物全体の単線結線図

◇住宅等が含まれる建物の事業所に太陽光発電を設置する場合は、設置する建物全体の単線結線図を提出してください。

⑫【環境マネジメントシステム(EMS)認証取得事業者としての加算を受ける場合】

申請者が以下の EMS 認証取得事業者であること 及び

助成を受ける事業所が EMS の適用範囲に含まれることを証明する書類

・エコアクション 2.1

・ISO 14001

・ISO 14001 と同等の認証 (例: エコステージ・ステージ 2、KES・ステップ 2 等。同等と明記されたもの)

※ 上記書類の他に別途書類を求める場合があります。

2. 工事完了報告

工事が終わりましたら、**令和 8 年 3 月 13 日(金)までに、**
次の書類を窓口まで提出してください。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入工事完了報告書(第 8 号様式) **HP**

② 領収書の写し(機器等の設置又は施工等に係るもの)

◇申請者名義のものを提出してください。

③ 写真(機器等の設置又は施工完了後の様子がわかるもの)

◇撮影日のわかる写真を提出してください。

◇設置場所が複数ある場合は、設置箇所すべての写真を提出してください。

④ 令和 6 年度 納税証明書(令和 5 年 所得分) **コピー不可**

◇法人住民税又は個人住民税(事業所課税分)

の納税証明書を提出してください。

◇非課税である場合は非課税証明書を提出してください。

◇個人住民税の納税証明書は、令和 6 年 1 月 1 日に
住民登録のあった市区町村で発行されます。

課税証明書

ではありません!

また、納税証明書であっても

年度の異なるもの、

未納額があるもの

では受付できません!

注意!

3. 交付請求

次の書類を窓口まで提出してください。

必ず交付確定通知書を受領してから、書類を作成してください。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付請求書(第 11 号様式) **HP**

② 口座振替依頼書 **HP**

◇申請者名義のものを提出してください。

HP

マークがついている様式は、北区ホームページよりダウンロードいただけます

<https://www.city.kita.lg.jp/dev-environment/environment/1010099/1010102.html>

助成対象機器【中小企業者等用】

以下に記載されている助成対象機器等の他にも助成金が使用できる場合があります。
詳しくは【一般用】をご覧ください。

対象機器等の要件	助成金額	助成金額 (環境マネジメントシステム 認証取得事業所)								
太陽光発電システム 事業用途にのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の2つの条件を満たすもの。 ①一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。 ②太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が10kW 未満であること。	助成対象経費の 20% (限度額 100 万円)	助成対象経費の 30% (限度額 150 万円)								
エアコンディショナー 事業用途にのみ使用するエアコンディショナーであって、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年 3 月 10 日付 20 環都計第 529 号）第 2 の指定基準を満たすものであること。	助成対象経費の 20% (限度額 100 万円)	助成対象経費の 30% (限度額 150 万円)								
LED照明器具・LED誘導灯器具 事業用途にのみ使用する LED 照明器具・LED 誘導灯器具 であり、次の要件を満たすものであること。 【LED 照明器具】 ①照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする。）。 ②固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table><tr><th>全光束</th><th>基準値</th></tr><tr><td>600lm 未満</td><td>全て対象</td></tr><tr><td>600lm 以上 2200lm 未満</td><td>30lm/W</td></tr><tr><td>2200lm 以上</td><td>60lm/W</td></tr></table> ③定格寿命が 3 万時間以上であること。 【LED 誘導灯器具】 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第 2 の指定を満たすものであること。	全光束	基準値	600lm 未満	全て対象	600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W	2200lm 以上	60lm/W	助成対象経費の 20% (限度額 100 万円)	助成対象経費の 30% (限度額 150 万円)
全光束	基準値									
600lm 未満	全て対象									
600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W									
2200lm 以上	60lm/W									

※「**中小企業者等**」とは、法人又は個人の事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。）をいいます。

※「**助成対象経費**」とは、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用を指し、消費税は除外します。

※助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※助成対象機器となる**エアコンディショナー**、**LED誘導灯器具**は、「東京都産業労働局 中小企業者向け 導入推奨機器トップページ」サイト内の導入推奨機器検索から検索できます。

<https://www.donyu-suisho.metro.tokyo.lg.jp>

(R7.4)